

第4期

名古屋市ひとり親家庭等 自立支援計画

概要版

～ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちを目指して～



名古屋市



第4期名古屋市 ひとり親家庭等自立支援計画について

① 計画の位置づけ

この計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定するもので、なごや子どもの権利条例に基づき策定している「子どもに関する総合計画」との整合性を図り、ひとり親家庭等に対する施策の方針を定めるものです。

② 対象期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

③ 対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

※(参考)語句の定義

母子家庭 …………… 配偶者のない母と20歳未満の子どもがいる家庭
父子家庭 …………… 配偶者のない父と20歳未満の子どもがいる家庭
寡 婦 …………… 子どもが20歳に到達した母子家庭の母
ひとり親家庭 …………… 母子家庭、父子家庭
ひとり親家庭等 …………… 母子家庭、父子家庭、寡婦

④ 計画策定に使用する数値

この計画は、平成30年7月に実施した「名古屋市ひとり親世帯等実態調査」における結果に基づき現状と課題を分析しています。そのため、計画に示す数値は、特に断りがない限り、この調査結果の数値となります。

平成30年度名古屋市ひとり親世帯等実態調査の概要

(1) 調査の目的

ひとり親世帯等(母子世帯、父子世帯、両親のいない子のいる世帯、寡婦世帯)の生活状況、生活意識等を調査し、ひとり親家庭等に対する福祉行政を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査期間

平成30年7月17日から7月31日(前回調査は平成25年9月17日から9月30日)

(3) 対象者及び回収結果

平成27年国勢調査により設定された名古屋市内の調査区から、無作為に抽出した2,000地区を指定し、当該地区に居住する住民基本台帳の世帯構成等から調査対象世帯に該当する可能性がある世帯。母子世帯及び寡婦世帯については各1世帯、父子世帯及び両親のいない子のいる世帯については全世帯を対象とした。

対象者	抽出数	回収数	回収率
母子世帯	2,000世帯	611世帯	30.6%
父子世帯	505世帯	160世帯	31.7%
両親のいない子のいる世帯	12世帯	5世帯	41.7%
寡婦世帯	2,000世帯	810世帯	40.5%
合計	4,517世帯	1,586世帯	35.1%

02

ひとり親家庭等の概況

区 分	母子家庭	父子家庭	寡婦
推計世帯数	25,986世帯 (26,147)	2,973世帯 (3,721)	25,325世帯 (28,214)
ひとり親家庭になった理由	①離 婚 78.4%(83.0) ②未 婚 13.6%(12.9) ③死 別 5.6%(3.5)	①離 婚 69.1%(69.9) ②死 別 23.6%(23.9)	①離 婚 67.2%(61.0) ②死 別 24.9%(34.7)
就業率	90.7%(84.3)	90.8%(85.9)	85.2%(75.0)
雇用されている者の雇用形態	正規の職員・従業員 41.8%(34.8) アルバイト・パート 41.8%(52.7)	正規の職員・従業員 88.2%(83.7) アルバイト・パート 3.9%(9.6)	正規の職員・従業員 43.1%(46.7) アルバイト・パート 39.2%(40.0)
世帯の平均年間総収入	319.3万円 (249.1万)	570.4万円 (445.9万)	417.9万円 (398.1万)
養育費の取り決め状況	取り決め有 66.4%(62.2)	取り決め有 53.2%(40.8)	—
面会交流の取り決め状況	取り決め有 54.6%(52.3)	取り決め有 52.6%(44.9)	—
名古屋市の施策等で期待すること	①相談事業 69.4%(53.1) ②経済的支援 31.0%(41.9) ③子どもの学習・教育支援 16.6%(23.4)	①相談事業 73.1%(55.2) ②経済的支援 22.1%(37.0) ③企業がひとり親家庭に対する理解を深めるための啓発 10.6%(13.3)	①相談事業 76.5%(69.1) ②経済的支援 16.7%(20.4) ③就業支援 9.8%(14.4)

注:()の値は、前回(平成25年度)の調査結果

(平成30年度ひとり親世帯等実態調査より抜粋)

03

現状と主な課題

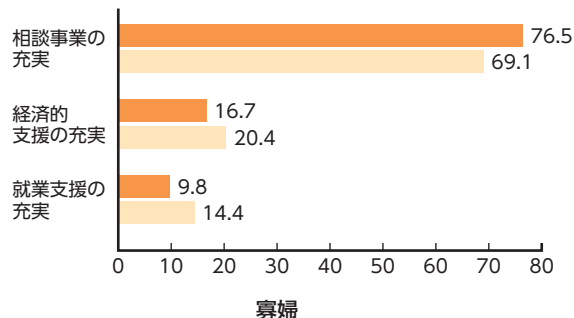
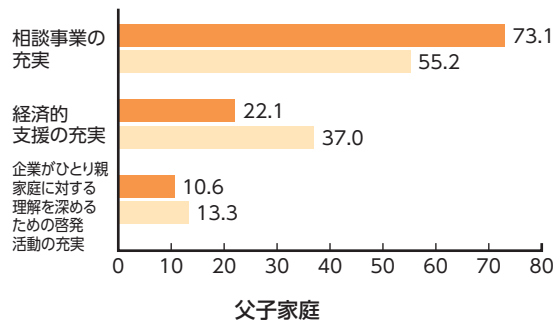
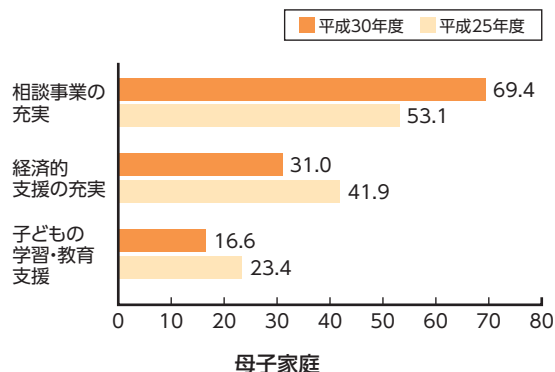
① 相談支援・情報提供に関すること

- 本市調査によると、本市の施策等で期待することとしては、母子家庭は69.4%、父子家庭は73.1%、寡婦は76.5%が「相談事業の充実」を挙げており、その割合は前回調査に比べて高くなっている。
- ひとり親家庭等を対象とした施策について認知度が低い制度があり、特に「母子・父子自立支援員」については母子家庭が24.5%、父子家庭が8.8%、「養育費相談事業」については母子家庭が15.4%、父子家庭が5.4%など、相談支援に関する施策の認知度は低い状況である。
- 離婚する前に知りたかった情報があると答えたひとり親家庭は母子家庭で92.0%、父子家庭も80.7%と多く、知りたかった情報の内容としては経済的支援が母子家庭で69.8%と高く、父子家庭では経済的支援の31.3%に次いで子どもの学習・教育支援が28.9%の順となっている。

課題

離婚前の方を含め、必要な方に適切な支援施策が行き届くよう、わかりやすい情報提供の工夫を行うとともに、関係機関が連携して相談支援を行うことが必要である。

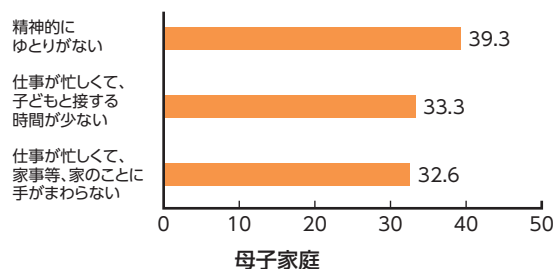
■本市の施策等で期待すること(複数回答/上位3つ)



② 子育てや生活支援に関すること

- 本市調査によると、ワーク・ライフ・バランスで悩んでいることがあると答えたひとり親家庭の割合は母子家庭が83.8%、父子家庭が81.0%と多い。
- ひとり親家庭の親は一人で仕事をしながら子育てをする困難さに加えて、母子家庭と男児、父子家庭と女児など子育ての悩みを抱えていることも多いが、悩みを共有できず孤立しがちである。

■ワークライフバランスで悩みに感じていること(複数回答/上位3つ)

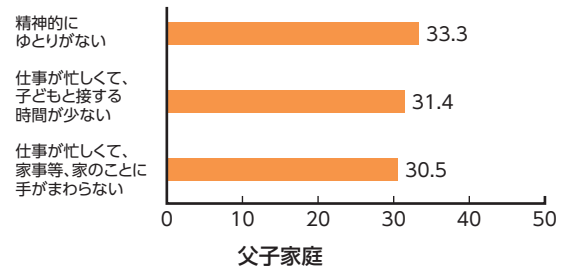




03 現状と主な課題

課題

仕事と子育てが両立できる支援施策の推進が必要である。また、ひとり親家庭の親が悩みを抱え孤立してしまうことのないよう、子育てなどについて気軽に情報交換ができる場が求められている。

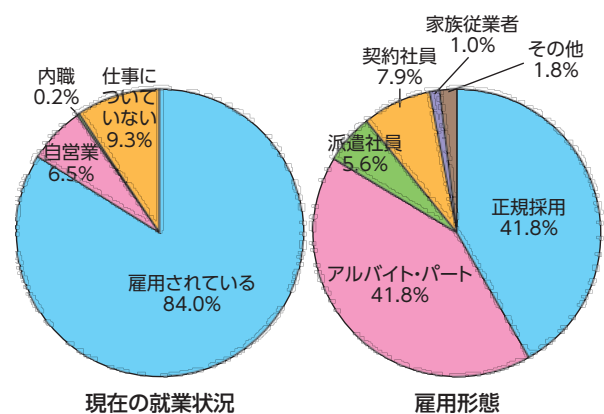


③ 就業の支援に関すること

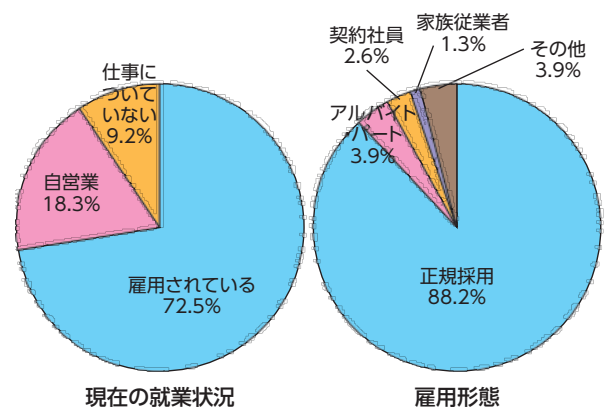
- 本市調査によると、就業しているひとり親家庭の親は母子家庭が90.7%、父子家庭が90.8%と多いが、特に母子家庭はアルバイト・パートの割合が41.8%と高い。現在就業中の母子家庭のうち転職を希望する人は29.8%おり、その理由としては収入が少ないことを挙げている人が46.4%と最も多い。
- 就業相談の中で、就労経験の不足や子育てによる時間の制約、自身や子どもの心身の不調など、就業にあたりさまざまな困難を抱えているひとり親家庭が多い。
- 父子家庭でも収入が少ないため転職を希望する人や子育てのため働き方の見直しを希望する人がいるが、現状では母子家庭等就業支援センターでは母子家庭及び寡婦を中心とした施策となっている。

■就業しているひとり親家庭

母子家庭



父子家庭



課題

正規雇用などより安定的な収入が得られるための就業支援のみならず、一人ひとりの状況にあわせた就業支援が必要である。また、父子家庭でも就業に困難を抱えている人がいることから、母子家庭と同等の支援体制が必要である。

03

現状と主な課題

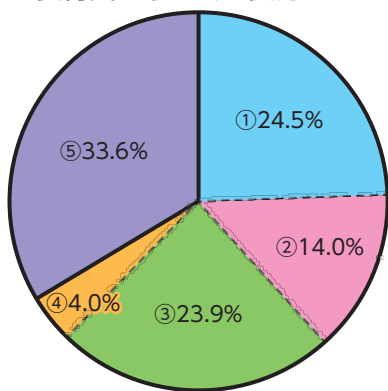
④ 養育費・面会交流に関すること

- 本市調査によると、養育費や面会交流について、取り決めがなされていない人は養育費については母子家庭で33.6%、父子家庭で46.8%、面会交流については母子家庭で45.4%、父子家庭で47.4%と依然として多い。また、養育費について、取り決めをしている場合も協議のみで文書や記録がない人が、母子家庭では約4割、父子家庭では5割近くを占めているなど多い状況である。
- 養育費や面会交流の取り決めをしていない理由としては、母子家庭、父子家庭ともに養育費では「相手に支払う意思や能力がないと思ったから」「相手と関わりたくないから」の順に、面会交流では「相手と関わりたくないから」「相手に面会交流の意思がないと思ったから」の順に多い状況である。

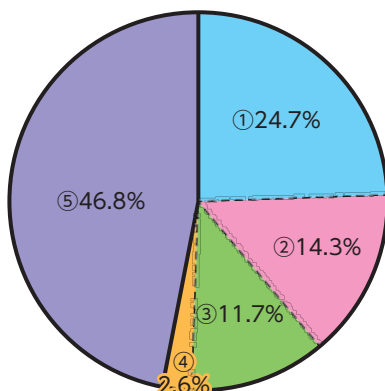
課題

子どもの健やかな成長を支えるため、養育費や面会交流について、子どもの視点に立ってきちんと話し合い取り決めをすることが大切であることの周知啓発が必要である。

■養育費の取り決め状況



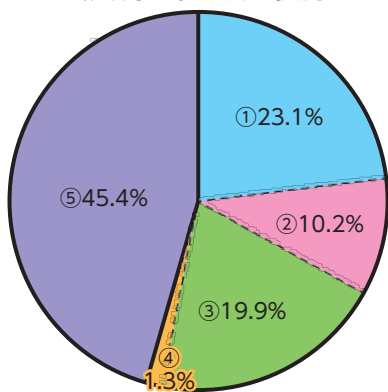
母子家庭



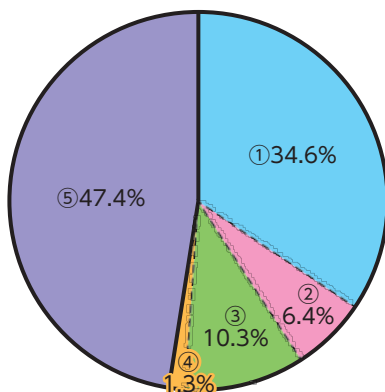
父子家庭

- ① お互いの協議で取り決めしたが、文書や記録はない
- ② お互いの協議で取り決め、その内容について公正証書を作成した
- ③ 家庭裁判所の調停(または審判)により取り決めた
- ④ 離婚裁判による判決で取り決めた
- ⑤ 取り決めをしていない

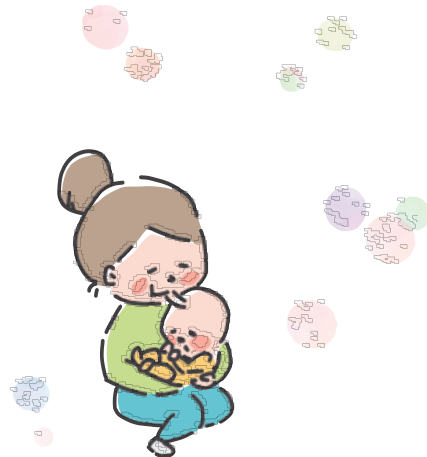
■面会交流の取り決め状況



母子家庭



父子家庭



03 現状と主な課題

⑤ 経済的支援に関すること

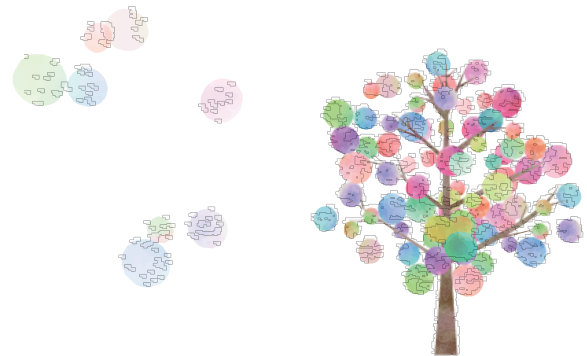
- 本市調査によると、ひとり親家庭の平均年間総収入は、子育て家庭の平均年間総収入である796.0万円※に比べて、母子家庭では319.3万円と約4割、父子家庭でも570.4万円と約7割であるなど低い状況である。

(※平成30年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査)

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき母子家庭、父子家庭、寡婦を対象としているが、寡夫(子どもが20歳に到達した父子家庭の父。以下本計画において同じ。)は対象となっていない。

課題

ひとり親家庭等の生活安定のため手当等の金銭的な給付や生活費の負担軽減も引き続き重要である。また、福祉資金の貸付など寡夫に対しても寡婦と同等の制度適用を行うことについての検討が必要である。



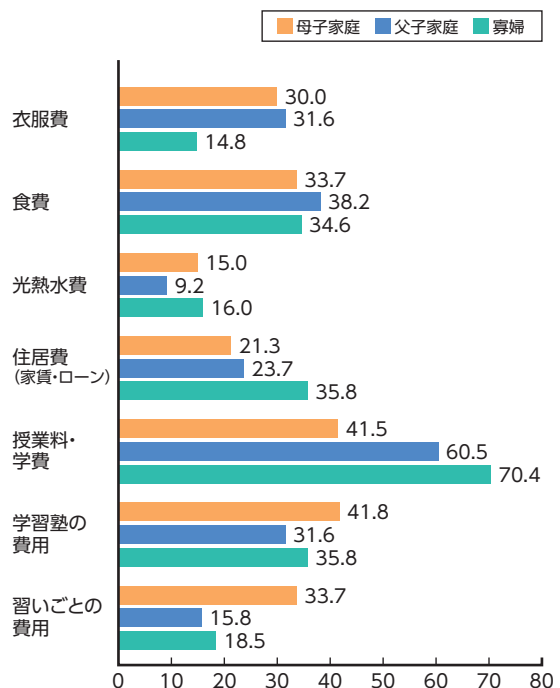
⑥ 子どもの生活や教育に関すること

- 仕事が忙しく、子どもと接する時間が少ないことを悩んでいるひとり親家庭が多い。
- 本市調査によると、子どもの教育費など子育てに経済的な負担を感じている人は、母子家庭で70.1%、父子家庭で62.6%、寡婦で54.2%と多い。
- 本市の学習支援事業では、学習だけではなく居場所としての支援や進学などに関する相談支援も行っている。

課題

生まれ育った家庭の環境に左右されことなく、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持って健やかに成長していくことができるよう支援が必要である。

■経済的な負担の悩み(複数回答/上位7つ)



04

基本方針と施策目標

① 基本方針

ひとり親家庭等が抱える様々な困難に対応するため、必要な方に適切な支援が届くよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、子育てや生活支援、就業の支援、経済的支援、養育費の確保や面会交流の支援、子どもの生活や教育の支援など総合的かつ計画的に支援施策を推進する。

② 施策目標

施策目標 01

きめ細やかな情報提供・相談支援体制の推進

離婚前の方を含め、必要な方に適切な支援が届くよう、きめ細やかな情報提供をするとともに、関係機関と連携しながら総合的な相談対応を行う相談支援体制を推進します。

具体的な施策

- 方策1 相談支援体制の推進
- 方策2 きめ細やかな情報提供

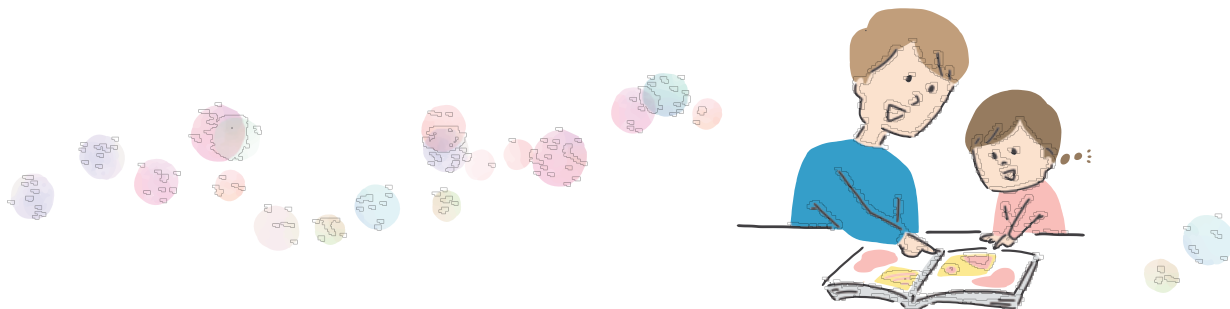
施策目標 02

子育てや生活の負担軽減

一人で仕事や子育て、家事等を担うひとり親家庭の生活上の負担を軽減するとともに、住宅に関する支援を行います。また、一人で悩み孤立することのないよう、ひとり親家庭等の対象者同士が気軽に情報交換することのできる場を提供します。

具体的な施策

- 方策1 生活の支援
- 方策2 住宅の支援
- 方策3 親同士の情報交換の場の提供





04 基本方針と施策目標

施策目標 03

一人ひとりに寄り添った就業支援

安定した収入の確保をめざすとともに、就業にあたりさまざまな課題を整理しながら一人ひとりの状況にあわせた就業支援を行います。また、父子家庭にも必要な就業支援を拡充します。

具体的な施策

- 方策1 総合的な相談窓口体制
- 方策2 安定した収入の確保

施策目標 04

養育費・面会交流の支援

ひとり親家庭の生活の安定と子どもの福祉の増進を図るため、養育費及び面会交流について相談支援を行うとともに、子どもの健やかな成長のため、養育費及び面会交流について子どもの視点に立って話し合い取り決めを行うことが大切であることを周知啓発します。

具体的な施策

- 方策1 養育費・面会交流の相談等
- 方策2 養育費・面会交流の啓発

施策目標 05

経済的支援

生活安定のため手当等の金銭的な給付や生活費の負担軽減を行うほか、福祉資金について、寡夫を対象とすることについて検討を行います。

具体的な施策

- 方策1 ひとり親家庭手当等の支給
- 方策2 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 方策3 生活費の負担軽減

施策目標 06

子どもの生活や教育の支援

現在から将来にわたってすべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるよう、学習支援をはじめとする子どもへの支援を行います。

具体的な施策

- 方策1 子どもの生活・学習支援
- 方策2 文化・スポーツ・社会体験機会の提供
- 方策3 教育費の負担軽減

05

施策の展開

施策目標
01

きめ細やかな情報提供・相談支援体制の推進

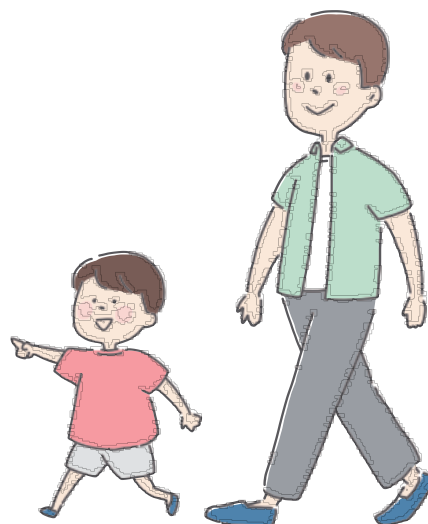
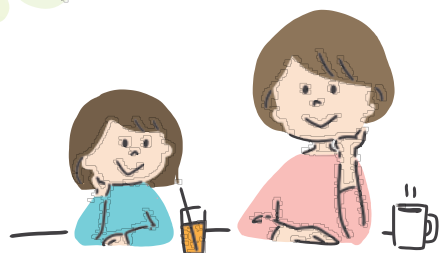
方策1 相談支援体制の推進

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 ひとり親家庭等に対する総合的な相談支援	施策の窓口である区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員を中心として、ひとり親家庭等への総合的な相談支援を行います。また、区役所に配置しているひとり親家庭応援専門員については新たに支所にも配置して体制を整えます。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
母子家庭等自立支援センターにおける相談支援	愛知母子・父子福祉センターにおいて、生活上の相談など電話相談のほか、養育費や親権など離婚に関する問題も含む法律問題に対応する弁護士相談や、養育費・面会交流に関する相談など、専門的な相談対応を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
配偶者からの暴力被害者支援	関係機関との連携を強化し、配偶者からの暴力被害に関する相談支援や自立支援等を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
女性のための総合相談	イーブルなごや相談室において、家族、職場の人間関係、暴力の悩みなど女性が直面する様々な問題についての相談対応を行います。	母子 寡婦	総務局
男性相談	子育て・仕事・生き方などの男性が抱える悩みについて、電話による相談対応を行います。	父子	総務局
生活困窮者自立支援事業	仕事・暮らし自立サポートセンターにおいて、生活に困窮している方が抱える複合的な課題に応じた個別的で継続的な相談支援を行うほか、状況に応じた就労支援や家計再建に向けた支援を実施します。	母子 父子 寡婦	健康福祉局

05 施策の展開

方策2 きめ細やかな情報提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
支援施策や 相談窓口の 情報提供	支援施策に関する情報や相談窓口が離婚前の方も含め必要な方に周知されるよう、名古屋市公式ウェブサイトのほかジョイナス.ナゴヤのホームページやLINE@を活用するなど、効果的な情報提供を行います。また、区役所・支所において、母子・父子自立支援員やひとり親家庭応援専門員等が、関係機関と連携しながら支援の必要な方へ制度の周知等を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
拡充 利用者向け リーフレットの作成	ひとり親家庭等の相談窓口や支援施策などについてわかりやすくまとめたリーフレットを新たに作成するなど、情報提供を充実します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局



05

施策の展開

施策目標

02

子育てや生活の負担軽減

方策1 生活の支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭等生活支援事業	日常生活に困っている家庭にヘルパーを派遣して家事や介護の手伝いをするほか、一時的な子どもの預かりを行います。	母子 父子 寡婦	子ども青少年局
のびのび子育てサポート事業	市民同士の子育て援助活動を支援する制度であるのびのび子育てサポート事業を実施します。	母子 父子	子ども青少年局
子どもの短期入所生活援助事業(ショートステイ)	病気、出張、冠婚葬祭等の社会的な理由により家庭での子育てが困難になったときに、一時的に児童養護施設、乳児院及び里親で子どもを預かります。また、ひとり親世帯の利用料の軽減を行います。	母子 父子	子ども青少年局
保育所等優先利用	未就学児のいるひとり親家庭の親の就労や求職活動を支援するため、ひとり親家庭の子どもの保育所等利用申込の調整時の優先度を高めます。	母子 父子	子ども青少年局
多様な保育サービス	就労と子育ての両立、子育ての負担感の軽減などを目的として、延長保育、一時保育、病児・病後児デイケア等多様な保育サービスを推進します。	母子 父子	子ども青少年局
留守家庭児童健全育成事業	就労等により昼間保護者がいない家庭の子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごすため、児童館留守家庭児童クラブを実施するとともに、地域の留守家庭児童育成会に対し運営費を助成します。また、ひとり親世帯の保護者負担金を減免する育成会に対して助成を行います。	母子 父子	子ども青少年局
トワイライトルーム	小学校施設を活用し、放課後等に遊び、学び、体験、交流、生活の場を提供するとともに、就労等により昼間保護者がいない家庭の子どもたちについてはあわせてより生活に配慮した取り組みを行います。また、ひとり親世帯の利用料の減免を行います。	母子 父子	子ども青少年局

方策2 住宅の支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親世帯向け 市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別にひとり親世帯向けの募集を行います。	母子 父子	子ども 青少年局
母子生活支援施設 退所者向け 市営住宅募集	市営住宅の募集について、一般募集とは別に母子生活支援施設退所者向けの募集を行います。	母子	子ども 青少年局
母子生活支援 施設における 支援	保護が必要な母子家庭を母子生活支援施設に受け入れ、生活のさまざまな面の相談、指導等の支援を行うことにより、早期自立が図れるよう支援します。	母子	子ども 青少年局
住宅確保要配慮者の 入居を受け入れる 民間賃貸住宅等の 情報提供	ひとり親世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅について「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録促進を図ります。	母子 父子	住宅都市局
住宅確保 要配慮者に対する 居住支援の促進	ひとり親世帯等の民間賃貸住宅への入居円滑化を図るため、子ども青少年局と住宅都市局が連携して、入居相談や生活支援、入居希望者・大家等への情報提供など居住支援活動のネットワークづくりに向け取組みを進めます。	母子 父子	住宅都市局

方策3 親同士の情報交換の場の提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 身近な 相談相手の確保	ひとり親家庭等の対象者同士がライフプランなどのセミナーや交流会等に集うことで仲間づくりの機会を提供するなどの支援を行います。 また、より身近な相談相手を確保できるよう、新たに子育ての悩みに対応するテーマでのセミナーを実施するほか、父子家庭を対象とした交流会を開催するなど内容を充実して実施します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局

05

施策の展開

施策目標
03

一人ひとりに寄り添った就業支援

方策1 総合的な相談窓口体制

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 ジョイナス.ナゴヤにおける就業支援	ジョイナス.ナゴヤ(母子家庭等就業支援センター名古屋市相談室)において、就業促進活動、求人情報提供、就業支援講習会、就業相談など、ひとり親家庭等一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな就業支援を行います。就業相談としては、一人ひとりの職歴、職業適性、職業の希望などに応じた職業選択やキャリアアップの方法についてキャリアカウンセリングを実施するほか、心理的な支援が必要な方に対して心理カウンセリングを実施します。また、新たに父子家庭に対しても必要な就業支援を拡充するとともに、区役所・支所への定例出張就業相談を行うなど利便性の充実を図ります。	母子 父子 寡婦	子ども青少年局
拡充 区役所・支所における就業支援	ひとり親家庭等に対する総合的な支援体制を構築・強化するため、区役所に配置しているひとり親家庭応援専門員を支所にも配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力しながら就業支援を行うなど、区役所・支所窓口における相談支援体制の質・量の充実を図ります。	母子 父子 寡婦	子ども青少年局
一体的 就労支援事業	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、ハローワークと区役所・支所の一体的な就労支援を行います。	母子 父子	子ども青少年局

方策2 安定した収入の確保

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 職業紹介等	愛知母子・父子福祉センター及びジョイナス.ナゴヤにおいて、企業等に対する求人開拓を行い、雇用ニーズの把握に努めます。 また、求人開拓で得た求人情報をもとに、ひとり親家庭等の状況に応じた職業紹介を行います。今後は父子家庭も対象に拡充して実施します。	母子 父子 寡婦	子ども青少年局

〈続き〉

方策2 安定した収入の確保

事業等の名称	内 容	対象	所管
ハローワーク等と連携した求人情報の提供	職業紹介事業の求職者に対して、ハローワークと連携して求人情報の提供を行います。また、今後はジョイナス.ナゴヤにおいてハローワーク求人情報のオンライン提供を利用して、求職者への情報提供をより充実します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
拡充 就業支援講習会	効果的な就職活動のためのセミナーや、就業に有利な資格・技能を習得するための講習会を実施します。また、より受講しやすい環境を整えるため、土日の開催や託児付き講習会を継続的に実施するほか、今後は離婚前の方にも受講の機会を提供します。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局
自立支援 教育訓練給付金	主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、就業に有利な資格を身に着けるための講座を受講し終了した場合、受講費用の一部を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局
高等職業訓練 促進給付金	ひとり親家庭の就業に有利な資格の取得を促進するため、資格取得にかかる養成訓練の受講期間について、生活の負担を軽減するため給付金を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局
高等職業訓練 促進資金貸付補助	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就業に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭に対して、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。	母子 父子	子ども 青少年局
高等学校卒業程度 認定試験合格 支援給付金	ひとり親家庭の学び直しを支援し、就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、受講費用の一部を助成します。	母子 父子	子ども 青少年局
雇用啓発	ひとり親家庭等の厳しい雇用状況や、名古屋市の就業支援事業などについて企業等に周知し、ひとり親家庭等の雇用促進のための啓発を行います。	母子 父子 寡婦	子ども 青少年局 経済局

05

施策の展開

施策目標
04

養育費・面会交流の支援

方策1 養育費・面会交流の相談等

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 養育費相談の実施等	養育費に関する相談のほか、面会交流等の問題も含め電話相談を行うとともに、司法書士等による相談支援を行います。 また、養育費の確保に資する方策について検討を行います。	母子 父子	子ども青少年局

方策2 養育費・面会交流の啓発

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 養育費・面会交流についての啓発	養育費の支払いは子どもの健やかな育ちのために子どもを監護していない親の責任であることや、面会交流は子どもの健やかな成長のため大切であることを周知啓発します。 また、新たに作成する予定のひとり親家庭等の支援施策などについてわかりやすくまとめたリーフレットに、離婚時における養育費・面会交流の取り決めを促す内容を掲載するなどして取り決めの推進をはかります。	母子 父子	子ども青少年局
新規 養育費・面会交流等に関するセミナー	離婚前の父母を対象に含め、養育費・面会交流の取り決めや、ひとり親家庭等の支援施策に関する情報提供を行うセミナーを実施します。	母子 父子	子ども青少年局



05 施策の展開

施策目標

05

経済的支援

方策1 ひとり親家庭手当等の支給

事業等の名称	内 容	対象	所管
児童扶養手当	安定的収入を得ることが困難なひとり親家庭に所得の額に応じて手当を支給することにより、生活の安定と自立の促進を支援します。	母子 父子	子ども 青少年局
ひとり親家庭手当	ひとり親家庭になった当初の激変を緩和するとともに、ひとり親家庭の児童の健全育成と福祉の増進を目的として手当を支給します。	母子 父子	子ども 青少年局

方策2 母子父子寡婦福祉資金の貸付

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 母子父子寡婦 福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。 また、現在貸付事業の対象となっていない寡夫に対しても寡婦と同等の制度適用を行うことについて検討します。	母子 父子 寡婦 寡夫	子ども 青少年局

方策3 生活費の負担軽減

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭等 医療費助成	ひとり親家庭の医療費を助成します。	母子 父子	子ども 青少年局
上下水道料金の減免	ひとり親家庭の上下水道料金を減免します。	母子 父子	子ども 青少年局 上下水道局

05

施策の展開

施策目標

06

子どもの生活や教育の支援

方策1 子どもの生活・学習支援

事業等の名称	内 容	対象	所管
拡充 ひとり親家庭の 子どもの 居場所づくり事業	ひとり親家庭の子どもに対して、学校でも家庭でもない第3の居場所(サードプレイス)を提供し、大人や異年齢の子どもたちとの関わりの中で自己肯定感を育む取り組みについて、モデル事業の検証をふまえて本格実施します。	母子 父子	子ども 青少年局
中学生の 学習支援事業	ひとり親家庭、生活保護世帯等の中学生に対して学習会を開催し、学習及び進学の意欲を増進して学習習慣を身につけさせるとともに、児童交流や保護者の養育支援等を総合的に実施します。	母子 父子	子ども 青少年局 健康福祉局
高校生世代への 学習・相談支援事業	中学生の学習支援事業に参加し、高等学校等へ進学した児童等を対象に、自主学習の場を提供するとともに将来の進路などの悩みに対する相談支援を行います。	母子 父子	子ども 青少年局 健康福祉局
新規 子どもの 学習や進学に 関する新たな支援	本市の学習支援等のあり方について、大学などへの進学を希望する子どもたちへの新たな支援を含めて検討します。	母子 父子	子ども 青少年局 健康福祉局 教育委員会

方策2 文化・スポーツ・社会体験機会の提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
ひとり親家庭の 文化・スポーツ 交流事業	ひとり親家庭の子どもに、スポーツ、文化等の体験の場を提供することにより、子どもの意欲や自己肯定感を醸成します。	母子 父子	子ども 青少年局
ひとり親家庭 休養ホーム事業	親子でレクリエーションを楽しむことができるよう、指定施設の利用にかかる費用の一部を補助します。	母子 父子	子ども 青少年局

〈続き〉



05 施策の展開

方策2 文化・スポーツ・社会体験機会の提供

事業等の名称	内 容	対象	所管
市有施設 優待利用事業	市有施設を無料で利用できるようにすることにより、親子のふれあいや体験の機会を提供します。	母子 父子	子ども 青少年局
新規 社会体験 機会の提供	ひとり親家庭の子どもを対象に、職業体験会やライフプランについて講習会を実施します。	母子 父子	子ども 青少年局
サマーとりっぷ in 木祖村	ひとり親家庭の子どもに、なごやの水源地である長野県木祖村を訪れ、水を育む森林の大切さを学ぶ機会や現地の子どもたちと交流する場を提供します。	母子 父子	上下水道局

方策3 教育費の負担軽減

事業等の名称	内 容	対象	所管
保育所等の 利用者負担額の 軽減	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもにかかる幼稚園・保育所・認定こども園等の利用者負担額を無償にします。 また、幼児教育・保育の無償化の対象とならない子どもの利用者負担額について、ひとり親家庭や多子世帯の利用に伴う軽減を実施します。	母子 父子	子ども 青少年局
就学援助	経済的な理由により、子どもを小中学校に就学させるのが困難な方に対し、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用を援助します。	母子 父子	教育委員会
高等学校入学 準備金	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校への修学が困難な方を支援するため、入学に必要な学資(入学準備金)の貸付を行います。	母子 父子	教育委員会
高等学校給付型 奨学金	経済的理由によって修学が困難な方に対し、高等学校等において修学するために必要な学資を支給します。	母子 父子	教育委員会



第4期 名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画

概要版

編集・発行(お問い合わせ先)

**名古屋市子ども青少年局
子ども未来企画部子ども未来企画室**

令和2年3月

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話052-972-2522 FAX052-972-4204
